

原議保存期間	10年(令和17年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

各管区警察局各部長
 東京都警察情報通信部長
 北海道警察情報通信部長 殿
 警視庁各部長
 各道府県警察本部長
 (参考送付先)
 庁内各局部課長
 警察大学校各教養部長
 皇宮警察本部各部長
 各府県情報通信部長

警察庁 丁備三発第142号、丁総発第104号
 丁企画発第359号、丁技企発第724号
 丁人発第599号、丁会発第1042号
 丁犯被発第154号、丁通基発第123号
 丁生企発第473号、丁刑企発第82号
 丁交企発第241号、丁備企発第185号
 丁サ企発第113号

令和6年8月29日
 警察庁警備局警備運用部警備第三課長
 警察庁長官官房総務課長
 警察庁長官官房企画課長
 警察庁長官官房技術企画課長
 警察庁長官官房人事課長
 警察庁長官官房会計課長
 警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長
 警察庁長官官房通信基盤課長
 警察庁生活安全局生活安全企画課長
 警察庁刑事局刑事企画課長
 警察庁交通局交通企画課長
 警察庁警備局警備企画課長
 警察庁サイバー警察局サイバー企画課長

警察庁支援対策室及び支援対策部隊との連携を念頭に置いた受援事務の推進について(通達)

見出しの件については、「警察庁支援対策室及び支援対策部隊の編成、運用等について(通達)」(令和6年8月29日付け警察庁丙備三発第27号ほか)により、警察庁支援対策室及び支援対策部隊の編成、運用等について示達されたところ、警察庁支援対策室及び支援対策部隊との連携を念頭に置いた受援事務の推進に当たっての当面の留意点は下記のとおりであるので、遺漏のないようにされたい。

なお、「警察庁支援対策室及び支援対策部隊との連携を念頭に置いた受援・補給対策の推進について(通達)」(令和6年3月29日付け警察庁丁備三発第65号ほか)は廃止する。

記

1 支援対策部隊の派遣を念頭に置いた受援事務体制の確立

(1) 部門を横断した総合的な受援事務体制の確立

大規模災害発生時には、大規模な警察災害派遣隊の派遣、大量の支援物資等の送付が必要となるところ、災害警備本部における受援班、補給班、装備

資機材班等受援、装備資機材・物資の調達等に関わる業務の支援に係る事務（以下「受援事務」という。）を担当する各班において、同一の案件を複数の班が重複して対応するなど、各班相互の連携に齟齬が生じやすい。そこで、大規模災害発生時における多数の警察災害派遣隊の受援、装備資機材の管理換、支援物資の受領に関する膨大な業務等の適切な対応に資するため、災害警備本部内に受援事務を一括して統括する受援・補給等対策本部を設置し、全部門からの要員で編成するなど、部門を横断した総合的な受援事務体制を確立すること。

(2) 支援対策部隊の運用等

派遣された支援対策部隊については、その要員を災害警備本部内の受援事務を担当する部門へ組み込み、被災地警察と一体となった運用を図ること。

なお、支援対策部隊については、被災地警察の規模、被害の状況等を総合的に勘案して派遣を決定するので、大規模災害発生時に必ず派遣されるとは限らないことに留意すること。

(3) 活動拠点の確保

支援対策部隊による効果的な受援事務を推進するため、地理的状況、物資等保管のためのスペース、駐車スペース等を考慮した上で、受援事務を行うための活動拠点をあらかじめ複数選定し、整備を図ること。

2 受援事務に係る平素の措置

大規模災害発生時に、特別派遣部隊等の受援事務を円滑に実施するため、各都道府県警察は、平素から次の措置を執っておくこと。

(1) 受入計画の策定等

受援事務を担当することとなる所属は、警察学校、機動隊、警察署の道場・会議室等の警察施設の活用に係る具体的な計画をあらかじめ策定すること。また、管区警察局にあっても、これと同様の措置を講じておくこと。

(2) 宿泊・補給等関係事業者の実態把握及び協力態勢の構築

各所属は、平素の所掌事務及び災害警備本部設置時における担当業務に応じて業務を分担し、以下の事業者について実態把握を徹底するとともに、大規模災害発生時における警察への優先的な補給等の協力を要請するなど、協力態勢を構築すること。

(実態把握及び協力態勢の確保を行う事業者)

旅館・ホテル等の宿泊事業者、リネン供給事業者、弁当・パン・飲料水等の食料販売事業者、給油関係事業者、レンタカー関係事業者、乾電池等消耗品販売事業者等。